

2020/4/25 (Sat.) 第123号

日本医師連盟ニュース

日本医師連盟ニュース
— 発行所 —
日本医師連盟
東京都文京区本駒込6-12-1
SSかごまち301号室
〒113-0021
TEL: 03-3947-7815
FAX: 03-3947-2662
E-mail: info01@nichiiiren.jp

<http://www.nichiiren.jp/>

定価 1年400円（但し日医連負担金に含む）

日医連役員

新型コロナウイルス感染症対策で東奔西走

横倉日医連委員長、安倍内閣総理大臣に新型コロナウイルス感染症対策に関し要望

二月二十七日、横倉義武委員長（日本医師会長）は、今村聡副委員長（同副会長）、釜蒔敏常任執行委員（同常任理事）とともに総理大臣官邸を訪れ、安倍晋三総理大臣に対して、感染の集団発生（クラスター）の連鎖拡大を抑えるため、三月を国において「新型コロナウイルス感染症拡大防止強化月間」に位置



安倍内閣総理大臣へ要望書を提出（2月27日）（左から今村副委員長、釜萯常任執行委員、横倉委員長）

日本医師連盟は、新型コロナウイルス感染症対策について、安倍晋三内閣総理大臣をはじめ、萩生田光一文部科学大臣、加藤勝信厚生労働大臣、西村康稔経済財政担当大臣、太塚拓内閣府副大臣などに要請を行った。

令和2年2月28日

文部科学大臣
萩生田 光一 殿
厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

日本医師会
会長 横倉 義武

全国の小中学校等の臨時休業に伴う
医療従事者確保に関する要望書

昨日、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、安倍晋三内閣総理大臣より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対して、3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請がございました。

この対策は、ウイルス拡大の封じ込めには極めて有効である一方、全国の医療機関において、子どもを持つ医師、看護師、事務職をはじめとした医療従事者の確保が困難となり、コロナ対策はもとより、通常の医療提供体制に混乱が生じる事態も懸念されます。

本会としてしましては、全力を挙げて、ウイルス対策に取り組んでまいり所存ですが、そのためにも、地域の実情に応じて、医療従事者が子ども達を安心して預けられる体制の構築の推進、財政的支援等につきて、早急な対応を強く要望いたします。

令和2年2月27日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

日本医師会
会長 横倉 義武

新型コロナウイルス対策に関する要望書

日本国内の複数の地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の患者が散発的に発生しており、国民・医療関係者が一体となって拡大防止に努めていかなければならない状況です。

感染の集団発生（クラスター）の連鎖拡大を抑えるため、3月を国において「新型コロナウイルス感染拡大防止強化月間」に位置付けていただきますようお願いいたします。

併せて、以下の点について要望いたします。

記

1. 患者クラスターや地域の流行状況に応じ、学校医と相談のうえ、地域における学校の臨時休業や春休みの弾力的な設定
2. 医療現場におけるマスク、手袋、防護具、消毒薬等を含めた医療資機材の確保と迅速な配備
3. 医師の判断によるPCR検査を確実に実施する体制の強化
4. 診断キット、治療薬、ワクチンの早期開発への最大限の尽力
5. 感染症危機管理体制の強化、並びに健康医療情報を学術的な見地から国民に発信し情報共有ができる「いわゆる日本版CDC」の創設

今村副委員長が、大塚内閣府副大臣に公益法人における定期提出書類の提出期限延長について要望

校に対して、三月二日から春休みまで臨時休業を行うよう二十七日に要請したことを受けて、翌二十八日には、横倉委員長は、萩生田光一文部科学大臣、加藤勝信厚生労働大臣に対して、全国の小中学校等の臨時休業に伴う医療従事者の確保に関する要望を行った。

度開始前までに必要な定期提出書類（予算・事業計画等）の作成に当たり、社員総会の承認を要件としている法人がある。一方で、新型コロナウイルス感染症の

(4面)



萩生田文部科学大臣へ要望書提出（2月28日）
（左、横倉委員長、右、道永麻里参与）

羽生田先生からご寄稿いただきました

自民党厚生労働部会長代理／参議院政策審議会副会長
参議院議員

羽生田 たかし 活動報告



参議院東日本大震災復興特別委員会にて質問

おられることに、心より敬意を表する次第です。

しかしながら、受診された患者が後にコロナウイルス陽性と判断され、周囲への配慮も含め休診を

平素より私の政治活動に際しご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。また、このような執筆の機会をいただいていることに日本医師連盟横倉義武委員長をはじめ関係各位の皆さまに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で日常の診療に多大な影響が出ている中、地域の先生方におかれましては不安を感じながらも日夜診療に当たり、地域住民の生命と健康を懸命に守って



参議院厚生労働委員会にて質問

援連絡協議会事務局局長として被災地にも行かせていただきました。津波の被害というのはいまもなにも破壊的なのか……言葉を失ったあの光景がいまでも目に焼き付いています。そして原子力災害により未だ故郷に戻ることでない地域があるのが現状です。この事実を風化させてはなりません。



医療機関の休業補償に対する質問

また、同三月十九日午前に参加した。理想とする復興の姿とは違ふなかで、各々の立場において被災地で歯を食いしばり頑張っていたという現状もあり、医療・介護が十分でない」という意見を聞いて参りました。また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

に参議院東日本大震災復興特別委員として福島県・宮城県・岩手県へ視察に伺わせていただきました。復旧復興が進むなかでインフラの整備が多く報道もされております。しかしながら福島県では「地域に住民が戻ってこない。新しい移住者が来ない。賑わいが戻らない。働く場所がない。教育の場が十分でない。乳幼児を預かる保育所も十分でない。医療・介護が十分でない」という意見を聞いて参りました。理想とする復興の姿とは違ふなかで、各々の立場において被災地で歯を食いしばり頑張っていたという現状もあり、医療・介護が十分でない」という意見を聞いて参りました。また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

再生基金の積み増しを含め医療機関の運営支援や医療人材確保のため地域二一ズに対応したきめ細かな支援を引き続き行うという旨の回答でした。この意味での復興、地域に住んでいる方々が感じることでできる復興、それらは当たり前前の生活を取り戻すその時まで、しっかり取り組むべきであると再確認いたしました。私も医療界から送っていただいた参議院議員として、その役割を担って参る所存であります。

また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

しかしながら、院長（開設者）自身への補償や休業に伴う運営費の補償補填は現在ない状態であり、頼みである民間保険に關しても現在の適応は特定感染症（一類・二類・三類）となっており、新型コロナウイルス感染症は指定感染症（二類相当）であるために適応外とされています。今後民間保険の監督省庁である金融庁とも協議が必要ですが、地域医療を守る医療機関を失うことがないよう、しっかりと

の助成率は三分の二でしたが第三弾で一〇分の九となりました。感染症対策は国防、国家の安全保障として国の責任において対策してゆく覚悟が必要です。マスクをはじめとした防護具の確保、生産等においても国が責任をもち、国民を守る決意が必要であります。

また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

しかしながら、院長（開設者）自身への補償や休業に伴う運営費の補償補填は現在ない状態であり、頼みである民間保険に關しても現在の適応は特定感染症（一類・二類・三類）となっており、新型コロナウイルス感染症は指定感染症（二類相当）であるために適応外とされています。今後民間保険の監督省庁である金融庁とも協議が必要ですが、地域医療を守る医療機関を失うことがないよう、しっかりと

の助成率は三分の二でしたが第三弾で一〇分の九となりました。感染症対策は国防、国家の安全保障として国の責任において対策してゆく覚悟が必要です。マスクをはじめとした防護具の確保、生産等においても国が責任をもち、国民を守る決意が必要であります。

の助成率は三分の二でしたが第三弾で一〇分の九となりました。感染症対策は国防、国家の安全保障として国の責任において対策してゆく覚悟が必要です。マスクをはじめとした防護具の確保、生産等においても国が責任をもち、国民を守る決意が必要であります。

また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

しかしながら、院長（開設者）自身への補償や休業に伴う運営費の補償補填は現在ない状態であり、頼みである民間保険に關しても現在の適応は特定感染症（一類・二類・三類）となっており、新型コロナウイルス感染症は指定感染症（二類相当）であるために適応外とされています。今後民間保険の監督省庁である金融庁とも協議が必要ですが、地域医療を守る医療機関を失うことがないよう、しっかりと

の助成率は三分の二でしたが第三弾で一〇分の九となりました。感染症対策は国防、国家の安全保障として国の責任において対策してゆく覚悟が必要です。マスクをはじめとした防護具の確保、生産等においても国が責任をもち、国民を守る決意が必要であります。

の助成率は三分の二でしたが第三弾で一〇分の九となりました。感染症対策は国防、国家の安全保障として国の責任において対策してゆく覚悟が必要です。マスクをはじめとした防護具の確保、生産等においても国が責任をもち、国民を守る決意が必要であります。

また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり

また、厚生労働委員会では新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第一弾における雇用調整助成金（雇調金）の特例措置の拡大に際し、その運用が病院・診療所において受診した患者が、後にコロナウイルス陽性と判断された場合や、医療者やその家族に陽性者が出たなどの事由および周辺への理解などにより、標準予防策を行い濃厚接触者とされていない場合においても、院長（開設者）の自主的な判断において二週間程度の休診をせざるを得ない状況の医療機関において従業員の休業手当などの一部を助成する雇用調整助成特例措置の対象となり



国民医療を守る議員の会
新型コロナウイルス対策について緊急提言



日本医師会コロナ対策テレビ会議



医療基本法議員連盟役員会



厚生労働部会・社会保障制度調査会
介護委員会合同会議



栃木県医師連盟執行委員会にて講演



大阪府医師連盟ニュース鼎談



東京都医師会地区医師会長会議



清和研議員総会にて司会



国民医療を守る議員の会役員会にて



厚生労働部会薬事に関する小委員会

自見先生からご寄稿いただきました

参議院議員 自見はなこ 活動報告

「国民医療の発展に向けて」



平素より大変お世話になっております。新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大する中、わが国でも四月七日に安倍晋三総理大臣が緊急事態宣言を発令し、新たな局面を迎えています。日本医師連盟の先生方におかれましては、厳しい状況のなかで国民の命と健康を守るため献身的にご尽力下さっています。前号からの続報として、これまでの活動と今後の展望についてお伝え申し上げます。

二月十日からは、現場での指揮に当たるため、橋本岳副大臣とともにクルーズ船内での活動を始めました。

JMAT、AMATの先生方には、二月十四～二十日の間、約三千七百名の乗員・乗客に対し、下船に向けての要件となった医師による健康チェックの問診を行っていただきました。PCR検査の検体採取は自衛隊の医官や衛生部隊の皆さまに対応していただきました。DMATは当初より乗船し、新型コロナウイルス陽性者や、感染の有無にかかわらず急病などで下船する乗客・乗員の対応を、日赤チームは、船内の発熱以外の疾患対応を、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本医薬品卸売業連合会は、乗客の常備薬対応を行っていただきました。DMATの先生方に

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」対応について

三月一日、ダイヤモンド・プリンセス号の船長を含めた乗員の下船も完了し、私や橋本副大臣も含む厚生労働省職員もPCR検査で陰性を確認し、十四日間の健康観察期間も無事終えることができました。刻々と事態が変わるなかでの過酷な現場ではありましたが、ご尽力いただきました乗客・乗員・関係者、すべての皆さまに心から御礼を申し上げます。

国内対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、世界各国が

が入国制限措置や都市封鎖、入国後の行動制限措置などを取る中、わが国でも入国拒否や検疫強化の対象地域を拡大するなど水際での抑え込みに全力を尽くしております。また、大規模イベントの自粛や一斉休校、テレワークの推進、手洗いや咳エチケットの啓発、いわゆる「三密」(換気が悪い密閉空間、多くの人が密集する場所、近距離での密接した会話)を避けるといった対策を、国民の皆さまのご理解とご協力のもとで進めて参りました。しかしながら、国内での複数地域で感染経路が明らかではない症例が発生しており、一部地域では小規模クラスターが確認されるなど、少しずつ感染者が増え、四月七日の緊急事態宣言に至りました。

医療提供体制について

感染拡大防止策の推進と同時に、感染者数がピークを迎えた時の医療需要に応えられる入院・外来医療提供体制の確保や、都道府県、市町村、保健所、医師会等の連携体制構築、医療物資の確保および配分なども急務です。その際、新型コロナウイルス



「ダイヤモンド・プリンセス号」での活動が無事終わり、下船前に撮影。ご尽力賜ったすべての皆さまに感謝の気持ちで一杯です

緊急事態宣言は、三月十三日に成立した改正新型インフルエンザ等対策特別措置法により可能になった措置です。総理大臣が発令し、都道府県知事が外出の自粛や学校の休校などの要請

や指示を行うことができます。緊急事態宣言は私権の制限も伴うため、慎重な判断が求められますが、国民の命を守る法的基盤ができたことは、大きな意義があります。

このほかにも、厚生労働省では、特定健診等についても地域での感染状況を考慮して実施の必要性を改めて検討するよう保健者等に注意喚起することや、感染者を疑われる人が自宅療養する際のガイドラインの公表などを行っています。今後は、軽症患者への医療提供体制など、さらに医療関係者の先生方のお力が必要になります。

感染拡大防止策の推進と同時に、感染者数がピークを迎えた時の医療需要に応えられる入院・外来医療提供体制の確保や、都道府県、市町村、保健所、医師会等の連携体制構築、医療物資の確保および配分なども急務です。その際、新型コロナウイルス

イルス感染症の患者だけでなく、他の疾患等をもつ患者への対応も勘案して地域医療提供体制全体で検討していく必要があります。三月二十四日は、新型コロナウイルスに関する医療関係団体及び厚生労働省による協議会を開催し、日本医師会をはじめ十九の医療関係団体と意見交換を行い、情報共有など緊密な連携を行っていくこと等を確認しました。三月二十五日には、国と都道府県が一体となって強力に対策を進めていくため「新型コロナウイルス感染症に関する全国知事会と厚生労働省との意見交換会」を開催しました。それを受けて全国の都道府県で、基礎自治体の首長と医療関係団体との協議会を精力的に開催していただいています。

また、四月十五日には厚生労働省の対策推進本部が



4月4日、藤田医科大学岡崎医療センターの開院式でテープカットをさせていただきました。同センターには、開院を延期して2月から「ダイヤモンド・プリンセス号」の患者を受け入れていただき、深く感謝申し上げます



3月25日、「新型コロナウイルス感染症に関する全国知事会と厚生労働省との意見交換会」を開催しました



3月26日参議院予算委員会にて、新型コロナウイルス感染症について、妊婦の不安解消に向けた対応等について答弁しました

イルス感染症の患者だけでなく、他の疾患等をもつ患者への対応も勘案して地域医療提供体制全体で検討していく必要があります。三月二十四日は、新型コロナウイルスに関する医療関係団体及び厚生労働省による協議会を開催し、日本医師会をはじめ十九の医療関係団体と意見交換を行い、情報共有など緊密な連携を行っていくこと等を確認しました。三月二十五日には、国と都道府県が一体となって強力に対策を進めていくため「新型コロナウイルス感染症に関する全国知事会と厚生労働省との意見交換会」を開催しました。それを受けて全国の都道府県で、基礎自治体の首長と医療関係団体との協議会を精力的に開催していただいています。

また、四月十五日には厚生労働省の対策推進本部が

行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について



令和2年4月6日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

日本医師会
会長 横倉 義武

新型コロナウイルス感染症患者を診療している医療機関への支援について

現在、医療機関では新型コロナウイルス以外の疾病の日常診療を継続しながら、新型コロナウイルス感染症対策にこれまで経験したことのない多くの資源を注入しています。

一方、新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療機関では、フェイスシールドや感染防止用のガウン、N95マスクなどのPPEが不足しているために医療崩壊に直面している現状です。

新型コロナウイルス感染症は、より多くの人的資源が必要な不採算医療ですが、患者が急増する中、重篤者（ICU管理、ECMO）、重症者（ICU管理、人工呼吸器）、軽症者（酸素吸入）を、それぞれの地域で医療機関が役割分担を行いながら受け入れを拡大しています。

また、新型コロナウイルス感染症患者を診療したことによる風評被害のため急激な患者減少にも見舞われています。

ワクチンや治療薬がない中で新型コロナウイルス感染症患者を診療している最前線の医療機関が、前年並みの収益を確保できるよう、基金や交付金などによる支援をいただきますよう要望いたします。



安倍内閣総理大臣と横倉委員長が意見交換（4月3日）

横倉委員長は、四月三日、総理大臣官邸で安倍総理大臣と会談し、新型コロナウイルス感染症への対応について意見交換を行った。

まず、四月一日に日医会館で行われた定例記者会見において、「医療危機的状況宣言」を行ったことおよびその背景を説明し、すでに医療提供体制は危機的状況にあり、とくに東京や大阪では顕著であることを強調した。今後の具体的な医療提供体制については、各市町村で新型コロナウイルス感染症に関する相談に対応できるような体制づくりや重症者の病床を確保するため、無症状・軽症者用の施設等の必要性を指摘し、この点について安倍総理大臣も同様の認識を示し、準備を進めるとした。また、横倉委員長は、現在急ピッチで研究や治験が進められている治療薬やワクチン等にも言及し、有効性が確認されたものについて、副作用を十分に考慮したうえで、柔軟な使用が可能となるよう対応を要請し、安倍総理大臣も治療薬、ワクチン等の使用に対して前向きに検討する考えを示した。

安倍総理大臣との会談に先立ち開催された超党派「医師国会議員の会」に横倉委員長をはじめ日医連常勤役員全員が出席し、横倉委員長が新型コロナウイルス感染症対策に関して、日医の考えを説明するとともに、要望を行った。会において新型コロナウイルス感染症対策についての決議が採択され、四月六日には超党派「医師国会議員の会」を代表して、羽生田俊参議院議員が



西村経済財政担当大臣に要望書提出（4月10日）

（一面より）
感染症の影響が長引けば、事業年度終了後三カ月以内に必要となる定期提出書類（決算等）の作成への影響も出てくる。その場合、公益法人のみならず、移行認可を受けた一般法人の公益目的支出計画の提出等にも影響が懸念されることから、今村副委員長は、三月九日、大塚拓内閣府副大臣と面談し、定期提出書類の提出期限延長について要望した。その結果、三月十二日以内

閣府公益認定等委員会事務局・大臣官房公益法人行政担当室より、本件の取り扱いについて、内閣府所管の公益法人に通知するとともに、都道府県の公益法人担当部局に対しても、所管法人への連絡を行うように依頼がなされた。今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のようによむを得ない事由により行政庁への書類の提出が遅れる場合は、行政庁としては、今般の状況を斟酌して対応することとされた。

自民党「新型コロナウイルス関連肺炎対策本部」会議が、三月十九日に自民党本部で開催され、医療関連団体ヒアリングにおいて、横倉委員長、釜瀬常任執行委員が要望を説明した。

おおよび要望について説明した。横倉委員長は、今回の新型コロナウイルス感染症対策や今後起こり得る危機管理対策として、「いわゆる日本版CDC」を創設するとともに、司令塔「マネジメント部隊」と実働部隊に分けたうえで、危機管理医学における人材育成を行うこと、動線の分離や陰圧室の充実など、緊急時の医療提供体制を維持するための基金を設置することなどを要望した。また、釜瀬

常任執行委員は補足的な説明を行うとともに、「帰国者・接触者が依頼」の業務も大変な状況にあるとし、日医としても地域の医師会による協力のもと、肩代わりできるような仕組みを考えていることを説明した。

横倉委員長、総理大臣官邸で、安倍総理大臣と新型コロナウイルス感染症への対応について意見交換

加藤厚生労働大臣に決議文を手渡した。また、同席した横倉委員長、中川俊男副委員長（同副会長）は、加藤厚生労働大臣に対し、「新型コロナウイルス感染症患者を診療している医療機関への支援について」日医からの要望書を提出した。

さらに、四月十日午前、横倉委員長は、西村康稔経済財政担当大臣と会談し、不足する感染症防護服をはじめとする感染症防護器材等の速やかな確保、現在国内の大学や研究機関等で開発が進められている新型コロナウイルス感染症の抗体検査について速やかな普及のため、医薬品医療機器総合機構に対する迅速な審査と認可について、申し入れした。また、西村大臣も前向きな考えを示した。また、夕刻には加藤厚生労働大臣と会談し、新型コロナウイルス感染症における抗体検査の速やかな普及に向けて要望し、加藤大臣からも前向きに検討する考えが示された。



加藤厚生労働大臣へ要望書提出（2月28日）



大塚内閣府副大臣へ公益法人の定期提出書類の提出期限延長を要請する今村副委員長（3月9日）



自民党「新型コロナウイルス関連肺炎対策本部」会議で日医の考え・要望を述べる横倉委員長（3月19日）



超党派「医師国会議員の会」で日医の考え・要望を述べる横倉委員長（4月3日）



加藤厚生労働大臣へ要望書を提出する羽生田参議院議員、横倉委員長、中川副委員長（4月6日）（左から中川副委員長、横倉委員長）

加藤厚生労働大臣に決議文を手渡した。また、同席した横倉委員長、中川俊男副委員長（同副会長）は、加藤厚生労働大臣に対し、「新型コロナウイルス感染症患者を診療している医療機関への支援について」日医からの要望書を提出した。

さらに、四月十日午前、横倉委員長は、西村康稔経済財政担当大臣と会談し、不足する感染症防護服をはじめとする感染症防護器材等の速やかな確保、現在国内の大学や研究機関等で開発が進められている新型コロナウイルス感染症の抗体検査について速やかな普及のため、医薬品医療機器総合機構に対する迅速な審査と認可について、申し入れした。また、西村大臣も前向きな考えを示した。また、夕刻には加藤厚生労働大臣と会談し、新型コロナウイルス感染症における抗体検査の速やかな普及に向けて要望し、加藤大臣からも前向きに検討する考えが示された。